

唐津市中小企業・小規模企業新しい生活様式対応支援補助金 申請手引き

【提出方法等】

【募集期間】

令和2年10月9日（金）から11月30日（月）まで

※予算額を超える申請があった場合、期間内であっても申請受付を終了します。

その場合は、市のホームページや行政放送等でお知らせします。

【提出方法】

1 申請書類の提出について

(1) 受付窓口（午前8時30分から午後5時15分まで）

唐津市商工振興課（大手口センタービル5階）

各市民センター産業・教育課

(2) 郵便送付先

〒847-8511 唐津市西城内1番1号 唐津市商工振興課 宛

※募集締切日必着です。

※送料は申請者側で負担をお願いします。

※新型コロナウイルス感染防止のため、郵送での申請を推奨します。

2 申請に必要な書類の入手方法

・受付窓口（唐津市商工振興課、各市民センター産業・教育課）での配布

・唐津市ホームページからダウンロード

（URL：<https://www.city.karatsu.lg.jp/>）

・唐津商工会議所、唐津東商工会、唐津上場商工会

【問い合わせ先】

唐津市経済観光部商工振興課 電話：0955-72-9141

FAX：0955-72-9182

E-mail：syoukou@city.karatsu.lg.jp

※申請にあたっての事前相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。

～ 唐 津 市 ～

補助金の制度概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を見据え、感染防止と社会経済活動の維持の両立を目指し、厚生労働省が示した「新しい生活様式」の実践例に対応し、安心して利用できる店づくり又は安心して仕事ができる事業所づくりを実施する中小企業者等に対し、補助金を交付します。

2 補助対象事業者（申請者）

唐津市内に常設し、営業活動を行っている施設を経営している中小企業者等（個人事業主を含む）が対象となります。

※中小企業者等とは、中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者、第5項に規定する小規模企業者です。

【定義】

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他の業種 (下記業種を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

(補助対象外事業者)

次に掲げる者は、補助対象になりません。

- ・農業、林業、漁業の個人事業主（株式会社、合同会社、合資会社または有限会社、土業法人は、補助対象です。）
- ・政治団体、宗教団体、暴力団、暴力団員など
- ・中小企業基本法の中小企業者・小規模企業者に該当しない者
(社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合（LLP）)
- ・補助金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する者

3 補助対象事業

- ・市内事業所の感染対策を導入する事業
- ・「新しい生活様式」に合わせた新業態に取り組む事業

※「主な対象事業（経費）例一覧」を参考ください。

（補助対象外事業）

次に掲げる事業は、補助対象になりません。

- ・政治的又は宗教的活動を目的とする事業
- ・法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- ・他の補助制度による財政的支援を受けた、又は受ける見込みがある事業

※なお、国の「持続化給付金」や「家賃支援給付金」、佐賀県の「佐賀型チャレンジ事業者持続化支援金」などの助成を受けていても補助対象となります。

- ・改築、設置などの工事を行う場合、その土地または建物の所有者に承諾を得ていない事業（市施設は、承諾を得ても対象外です。別途、市施設の担当課に改築、設置などの予算要望を行ってください。）

4 補助金額等

補助金額は、予算の範囲内で、市内の事業所ごとに算定した額の合計額です。

1 市内事業所（店舗）あたり

補助対象経費×補助率 9 / 10 = 補助金額（上限 1 0 0 万円）

【補助金算定例】

(i) 1 市内事業所（店舗）の場合

A店：対象経費 150 万円×補助率 9/10≒100 万円（上限額）

補助金申請額 1 0 0 万円

(ii) 複数事業所（店舗）の場合

A店：対象経費 150 万円×補助率 9/10≒100 万円（上限額）

B店：対象経費 10 万円×補助率 9/10=9 万円

C店：対象経費 120 万円×補助率 9/10≒100 万円（上限額）

D店：対象経費 60 万 5 千円×補助率 9/10≒54 万 4 千円（千円未満切捨）

補助金申請額 2 6 3 万 4 千円

- (1) 市内事業所（店舗）とは、原則として経営のために所有または賃借している施設において、常設的に広く物品、サービスの提供や営業活動を行っている場所とします。
- (2) 1 市内事業所あたりの補助対象経費に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 1 市内事業所あたり補助上限額に達しない場合は、再度申請することが可能です。

5 補助対象経費

補助対象事業の経費のうち次に掲げる経費とします。

(1) 備品購入費

その性質形状を変えず、比較的長く使用し、かつ保存できる物品の購入に要する経費

【例示】

- ・換気機能付きエアコン、ウイルス除去機能付き空気清浄機
次亜塩素酸水生成器、自動手指消毒器、オゾン発生装置機、食器類等
セルフレジ、券売機、非接触型体温計、サーモグラフィカメラ
レジや座席間の間仕切りアクリル板の購入費など
- ・キャッシュレス決済導入に係る経費、デリバリーサービスの導入費用など

(2) 委託料

事業者が直接実施することができないもの又は適当ではないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費

【例示】

- ・オンラインショップの開設に係る経費
- ・タッチパネル式注文システムの導入経費
- ・感染対策等を周知するためにテレビ、ラジオ、新聞雑誌等への広告、
チラシ、ポスター等の印刷を依頼するために要する経費

(3) 工事請負費

事業者が直接実施することができない工事又は適当ではない用務について、外注するために必要な経費

【例示】

- ・換気が向上する窓への改築、網戸の新設
- ・自動ドア、センサー式蛇口、自動開閉式便座の設置

(補助対象外経費)

次に掲げる経費は、補助対象になりません。

(1) 汎用性が高く、業務以外に使用する可能性が高いものの購入等に係る経費

【例示】

- ・パソコン、タブレット端末、プリンター
その他周辺機器等（ハードディスク、Wi-Fiルーター、サーバー等）
複合機、ラミネート機、電話機、ファクシミリ
家庭用、一般事務用ソフトウェアの購入費など

(2) 住宅兼店舗等の住宅部分に専有又は共有されるものの購入等に係る経費

【例示】

・打合せスペース（仕事用）とリビング（私用）の共用部分

(3) 既存の設備・施設の単なる修繕、買替え又は清掃に係る経費

【例示】古くなった換気扇の取り換え、定期清掃など

(4) 継続的に係る経費

【例示】光熱水費、燃料費、システム保守料、インターネット回線料など

(5) 公租公課費

【例示】消費税相当額及び地方消費相当額税、産業廃棄物税、収入印紙など

(6) その他

①消耗品費 ②不動産購入費 ③食糧費 ④支払手数料 ⑤保険料

事務手続き等の流れ

1 交付申請書等の提出（申請者⇒市）

【申請期間】

令和2年10月9日（金）から11月30日（月）まで

※予算額を超える申請があった場合、期間内でも申請受付を終了します。

【申請書類】

(1) 補助金交付申請書（第1号様式）

(2) 事業計画書（別紙1）

(3) 予算書（別紙2）

(4) その他関係書類

必要に応じて、次の資料を添付してください。

①業種確認書類

- ・法人の場合は、履歴事項全部証明書、確定申告書などの写し
- ・個人事業主の場合は、確定申告書、開業・廃業等届出書、営業等許可証などの写し

※令和2年度唐津市持続化支援助成金を申請された方で、業種確認書類の写しを今回の補助申請に利用したい場合、その旨を窓口にお伝えください。

②見積書及び明細書

- ・2者以上から見積書を取るなど経費削減に努めてください。
- ・市内業者への発注に努めてください。
- ・エアコンや空気清浄機などは、感染対策の効果（換気性の向上、ウイルス除去など）を示す書類

③施工図及び配置図（工事の場合）

③テナントなどの場合、土地、建物が使用できる根拠書類（契約書、承諾書など）

④役員名簿（法人のみ）

【申請先】

・ 経済観光部商工振興課

窓口受付：佐賀県唐津市南城内1番1号 大手口センタービル5階

郵送受付：〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号

・ 各市民センター産業・教育課

※申請の有料代行は行政書士以外が行うのは違法ですので、ご注意ください。

2 事業の審査、交付決定の通知（市⇒申請者）

補助金の申請内容が補助対象となり得るか審査を行います。

申請内容が適当と認める場合は、随時、補助金交付決定を通知します。

- ・ 原則として、交付決定通知日より以前の経費は、補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。
- ・ 概算払い（先払い）を希望される場合は、交付決定通知後に請求書を提出してください。
- ・ 申請書に不備がない場合、到着から10日後を目途に通知します。

3 変更申請書等の提出（申請者⇒市）

次の変更事由にあたる場合は、遅滞なく変更申請を行ってください。

【変更事由】

- ・ 補助金額の変更
- ・ 事業期間の延長
- ・ 事業の中止
- ・ 事業内容の大幅な変更 など

【申請書類】

- (1) 補助金変更申請書（第2号様式）
- (2) 事業変更計画書（別紙1）
- (3) 事業変更予算書（別紙2）
- (4) その他関係書類

必要に応じて、次の資料を添付してください。

①見積書及び明細書

- ・ 補助金額が変更する場合は、2者以上から見積書を取るなど経費削減に努めてください。
- ・ 市内業者への発注に努めてください。
- ・ エアコンや空気清浄機などは、感染対策の効果（換気性の向上、ウイルス除去など）を示す書類

②施工図及び配置図（工事の場合）

③テナントなどの場合、土地、建物が使用できる根拠書類（契約書、承諾書など）

【申請先】

・経済観光部商工振興課

窓口受付：佐賀県唐津市南城内1番1号 大手ロセンタービル5階

郵送受付：〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号

・各市民センター産業・教育課

4 実績報告書の提出（申請者⇒市）

【報告期限】

補助事業完了後、30日以内または令和3年3月31日のいずれか早い日

【提出書類】

(1) 実施報告書（第3号様式）

(2) 事業実績報告書（別紙1）

(3) 決算書（別紙2）

(4) 支出の金額及び内容等を証明する関係書類（領収書等の写し）

(5) 事業実施写真

※備品の外装や個数などが確認できるようにしてください。

※工事の場合は、工事前と工事後が比較できるようにしてください。

(6) その他関係書類

【報告先】

・経済観光部商工振興課

窓口受付：佐賀県唐津市南城内1番1号 大手ロセンタービル5階

郵送受付：〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号

・各市民センター産業・教育課

5 額の確定通知（市⇒申請者）

事業実施報告書に不備がない場合、到着から10日後を目途に通知します。

6 請求書の提出（申請者⇒市）

【提出書類】

(1) 請求書

(2) 振込先口座の写し（表紙及び見開き1ページ目）

7 補助金交付（市⇒申請者）

請求書の到着から3週間後を目途に振込みます。

主な対象事業（経費）例一覧

※市内業者への発注に努めてください。

用途	具 体 例
換気	<ul style="list-style-type: none"> ・換気扇、換気窓等の新設または改築 ・網戸、エアコン、空気清浄機、サーキュレーター等の設置 ≪※既存設備より換気機能やウイルス除去効果が向上することが条件となります。単なる買替え・修理は対象外です。≫
消毒・滅菌	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒設備の設置（オゾン発生装置、次亜塩素酸水生成機、自動手指消毒器）≪※中身の消毒液は除きます。≫ ・殺菌ロッカーの設置 ・除菌剤噴霧器の購入
接触防止、飛沫感染対策	<ul style="list-style-type: none"> ・受付カウンター、レジ、座席間の間仕切りアクリル板などの設置 ・ソーシャルディスタンスを喚起するフローアーマーカーなどの設置 ・セルフレジ、券売機、タッチパネル式注文システムなどの設置 ・自動ドア、センサー式蛇口、センサー式照明、自動開閉式便座、自動開閉式ゴミ箱、ペーパータオルホルダーなどの設置 ・座席間距離の確保のための改築工事 ・感染予防を目的に、バイキング食から個別食に変更する場合に必要な蓋付き一人皿等の購入
発熱確認	<ul style="list-style-type: none"> ・非接触型体温計、サーモグラフィーカメラの設置
キャッシュレス決済導入	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス決済導入に係る経費
新業態スタート	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインショップの開設にかかる経費 ・デリバリーサービス等専用カウンター設置にかかる経費 ・テラス席の設置にかかる経費

＜対象外経費＞

- ・汎用性が高く、業務以外に使用する可能性が高い設備、備品、ソフトウェアに係る経費（パソコン、タブレット端末、プリンターその他周辺機器、複合機、ラミネート機、電話機、家庭用・一般事務用ソフトウェアなど）
- ・継続的に負担する経費（家賃、光熱水費、インターネット回線料、導入済ソフトウェアの更新料など）
- ・既存の設備・施設の単なる修繕、買替え、清掃に係る経費
- ・自宅兼店舗等の場合、住宅部分と共用部分への対策（営業専用部分のみが対象）
- ・公租公課費（消費税相当額及び地方消費税相当額、収入印紙など）
- ・消耗品費（マスク、フェイスシールド、ゴーグル、消毒液、洗剤、ゴミ袋など）
- ・リース料、人件費（自社）、交際費、飲食費、不動産購入費、保険料
- ・代引手数料、振込手数料
- ・安全祈禱やお祓いに係る費用
- ・国や県に補助金申請を行い、その補助対象となっている経費
- ・業ではない事業者が発注した費用、自社等からの買い取り費用